

第 2 次北海道青少年健全育成基本計画に基づく 施策の推進状況(令和 3 年度(2021 年度))

令和 4 年(2022 年)10 月
北 海 道

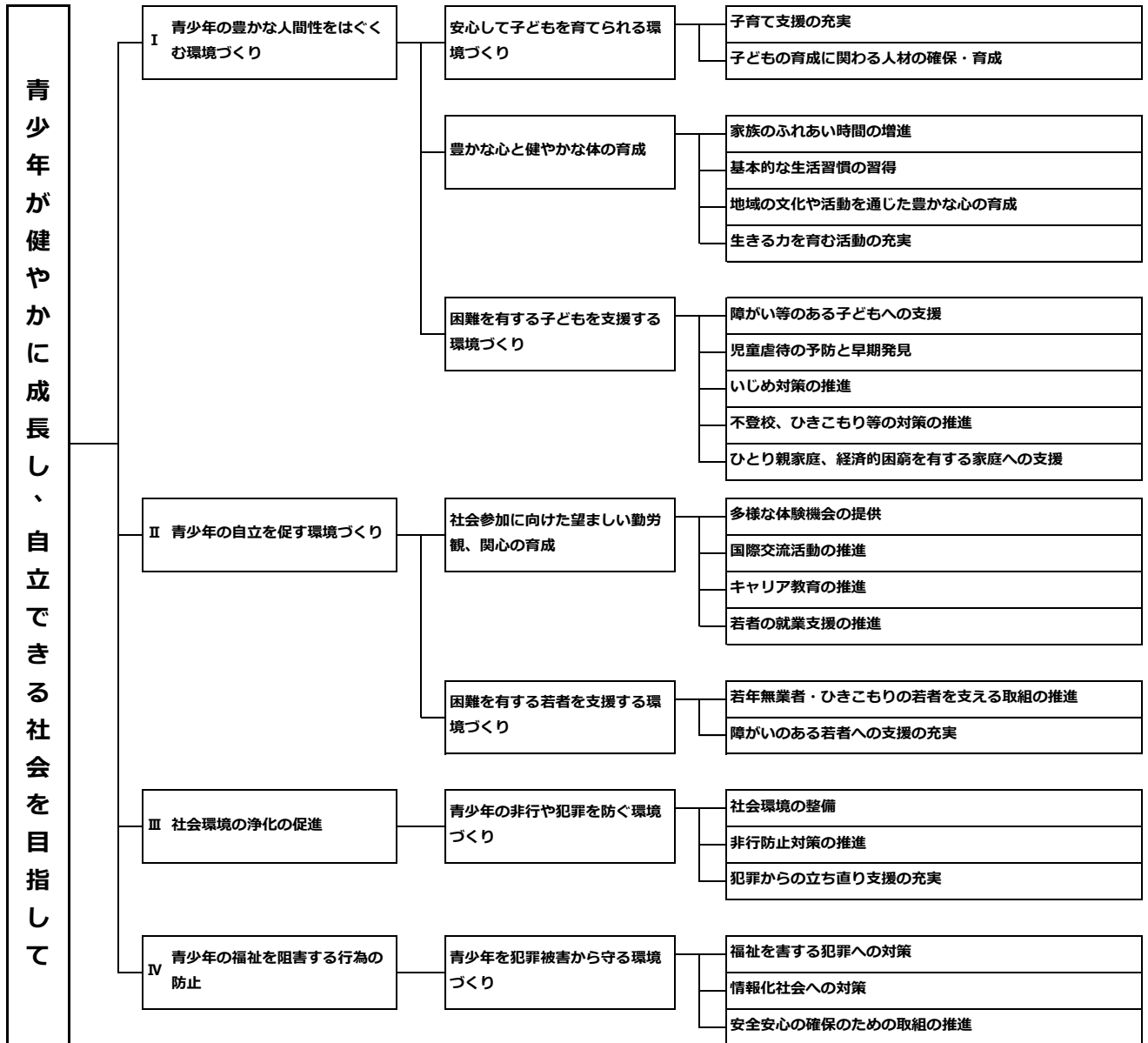
第2次北海道青少年健全育成基本計画 施策体系図

【テーマ】

【 施策の基本方針 】

【 施策の目標 】

【 施策の目標に向けた主な取組 】



I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

◎ 安心して子どもを育てられる環境づくり

○ 子育て支援の充実

【主な取組】

- ・ 地域の子育て支援サービス等に関する情報提供、地域子育て支援拠点の計画的整備、専門的な立場からの相談体制の充実、病児保育・延長保育による子育て環境の整備 など

○ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

【主な取組】

- ・ 子どもの安全を見守る活動の実施するための人材確保・育成、全道市町村での北海道青少年育成運動推進指導員の配置、地域ぐるみの運動の推進 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆地域少子化対策強化事業費（179,365千円 予算額。以下、同じ。）

本道の厳しい少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた環境整備を行い、各ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う。＜保健福祉部子ども子育て支援課＞

◆地域子ども子育て支援事業（5,373,175千円）

病児保育や延長保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。＜保健福祉部子ども子育て支援課＞

◆地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（2,868千円）

学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動を実施するための人材確保・育成により、学校安全体制を整備する。＜教育庁生徒指導・学校安全課＞

◆青少年健全育成促進費（青少年育成推進事業補助金）（36,562千円）

地域における青少年育成運動を効果的に進めるため、青少年育成運動推進指導員を全道に配置し、運動の重要性についての共通理解や連携を深める。＜環境生活部道民生活課＞

【主な指標の達成状況】

◆地域子育て支援拠点の設置箇所数

設定時の値（H30年度）	現状値（R3年度）	目標値（R6年度）
405箇所	415箇所	424箇所

◆地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小中学校の割合

設定時の値（H28年度）	現状値（R3年度）	目標値（R6年度）
小学校 95.8% 中学校 95.0%	小学校 88% 中学校 76%	小学校 100% 中学校 100%

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

○ 家族のふれあい時間の増進

【主な取組】

- ・家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及促進、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進 など

○ 基本的な生活習慣の習得

【主な取組】

- ・子どもの成長・発達にとって望ましい生活習慣や運動習慣についての情報提供、学校給食を活用した家庭・学校・地域が連携・協力した食育の取組の推進 など

○ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

【主な取組】

- ・自主性や社会性、創造性など情操を豊かにする健全な遊びの場の提供、道徳教育、ふるさと教育、読書活動を通じた基本的な倫理観や規範意識を育む取組の推進、青年団体やグループが子どもたちに提供する様々な体験活動への支援 など

○ 生きる力を育む活動の充実

- ・子どもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりの推進、人権、性的マイノリティに対する理解促進 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆青少年健全育成促進費（青少年育成推進事業補助金）（36,562千円）（再掲）

家族そろって食事をしたり、旅行やスポーツを楽しむなど、家族の団らんを大切にする「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及を促進する。＜環境生活部道民生活課＞

◆ゆとり推進費（誰もが働きやすい職場環境づくり事業）（429千円）

男女が共に、仕事と家庭の両立が可能な職場環境、能力を発揮できる職場環境の整備を図るため、育児介護休業法などの制度の普及啓発を行う。＜経済部雇用労政課＞

◆学校保健等研修費（食育推進研究協議会）（2,890千円）

児童生徒に望ましい食習慣や自己管理能力を身につけさせるため、栄養教諭等が中心となって、家庭や地域と連携した食育を進めるための体制整備を推進。＜教育庁健康・体育課＞

◆学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金（放課後子供教室）（52,526千円）

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、安全安心に過ごせる場として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の参画を得て、共に勉強・スポーツ・文化活動・地域交流活動等を行う放課後児童対策を推進する。＜教育庁社会教育課＞

【R3年度の主な事業の実施状況】(つづき)

◆道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 (25,187千円)

学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上と充実を図るため、本道の道徳教育に関する課題に対する取組を行い、本道の道徳教育の推進を図る。〈教育庁義務教育課〉

◆青少年の体験活動推進事業 (7,243千円)

道立青少年体験活動支援施設(ネイパル)全6施設を活用して地域づくりに貢献する青少年活動リーダーを養成する。〈教育庁社会教育課〉

◆地域人権啓発活動活性化事業 (233千円)

基本的人権の尊重とその擁護について、正しい理解と人権思想の普及啓発を図るため、全道域での啓発事業と市町村での地域事業に取り組む。〈環境生活部道民生活課〉

【主な指標の達成状況等】

◆「朝食を毎日食べている」小学校6年生、中学校3年生の割合

設定時の値 (H30年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)
小学校 81.8% 中学校 77.9%	小学校 83.7% 中学校 80.0%	小学校・中学校 100%

◆「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上」と回答した小学校5年生、中学校2年生の割合

設定時の値 (H30年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)
小学男子 92.9%	小学男子 91.0%	いずれも 100%
小学女子 87.8%	小学女子 86.4%	
中学男子 90.5%	中学男子 89.0%	
中学女子 77.1%	中学女子 78.6%	

◆道立青少年体験活動支援施設(ネイパル)全6施設の利用者数

設定時の値 (H30年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)
222,725人	75,654人	233,039人以上

【参考】

道民家庭の日「家族ふれあい優待制度*」協賛店・施設企業数

令和3年度 370箇所(前年度 376箇所)

*18歳未満の子供を連れてご家族が「道民家庭の日」に登録施設(ホテル、飲食店、博物館等)に指定の優待券を提出すると、料金の割引などの特典を受けることができる制度

◎ 困難を有する子どもを支援する環境づくり

○ 障がい等のある子どもへの支援

【主な取組】

・障がい（発達障がいを含む。）のある子どもとその家族が身近な場所で早期に支援を受けることができる取組の推進、特別支援教育の充実に向けた取組 など

○ 児童虐待の予防と早期発見

【主な取組】

・児童相談所の相談体制の強化、地域における支援体制の充実強化 など

○ いじめ対策の推進

【主な取組】

・早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実やインターネットトラブルから生徒を守る取組の推進 など

○ 不登校、ひきこもり等の対策の推進

【主な取組】

・子どもや保護者からの相談体制の充実や地域ぐるみの支援体制の充実 など

○ ひとり親家庭、経済的困窮を有する家庭への支援

【主な取組】

・制度や相談窓口の普及啓発、家庭生活支援員の派遣などを行う市町村への助成 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」（4,635千円）

発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の支援のため、医師や大学教員等の外部専門家による巡回指導、教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域指定など、特別支援教育を総合的に推進する。＜教育庁特別支援教育課＞

◆特別支援教育就学奨励費（1,142,225千円）

特別支援学校への就学による保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費を補助する。＜教育庁特別支援教育課＞

◆児童虐待防止対策等推進事業（184,025千円）

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、適切な保護・治療及び児童相談体制の強化を図る。＜保健福祉部子ども子育て支援課＞

◆いじめ等対策総合推進事業（203,215千円）

いじめや不登校等の問題を抱えた児童生徒の早期発見や、早期の課題解決を図る。＜教育庁生徒指導・学校安全課＞

◆家庭児童相談室設置運営事業費（24,030千円）

各（総合）振興局に家庭相談員を配置し、家庭における児童の諸問題についての相談を受けつける。＜保健福祉部子ども子育て支援課＞

【R3年度の主な事業の実施状況】(つづき)

◆子ども相談支援センター事業費(19,551千円)

いじめや不登校、体罰など、学校等で生じる問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う子ども相談支援センターを設置する。〈教育庁生徒指導・学校安全課〉

◆北海道子ども・若者支援地域協議会の開催(非予算)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的に開催する。〈環境生活部道民生活課〉

【主な指標の達成状況】

◆文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合

設定時の値(H29年度)	現状値(R2年度)	目標値(R4年度)
小学校 97.3%	小学校 95.8%	認知した全てのいじめが解消されることを目指す。
中学校 93.4%	中学校 95.7%	
高校 98.1%	高校 92.1%	

◆全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合

設定時の値(H30年度)	現状値(R3年度)	目標値(R4年度)
小学校 88.0% 中学校 80.8%	小学校 87.5% 中学校 83.7%	小学校・中学校 100%

◆定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

設定時の値(H28年度)	現状値(R3年度)	目標値(R4年度)
小学校 95.8%	小学校・中学校・高校 100%	小学校・中学校・高校 100%
中学校 95.0%		
高校 100%		

◆文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合

設定時の値(H29年度)	現状値(R2年度)	目標値(R4年度)
小学校 83.9%	小学校 79.7%	小学校・中学校・高校 100%
中学校 90.8%	中学校 78.8%	
高校 65.5%	高校 85.1%	

◆新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数

設定時の値(H30年度)	現状値(R3年度)	目標値(R6年度)
134市町村	167市町村	全市町村

(参考) 北海道子ども・若者支援地域協議会の取組について

道では、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、学校教育、保健福祉・医療、矯正、非行対策、雇用の各分野の関係機関で構成される「北海道子ども・若者支援地域協議会」を平成23年(2011年)に設置し、ひきこもりや若年無業者、いじめ、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を対象に複数分野で支援を行えるよう、国・道・民間等の組織の垣根を越えて連携強化を図るために必要な情報交換等を行っています。

<構成機関(R3)>

教育庁高校教育課、同生徒指導・学校安全課、道立教育研究所、保健福祉部障がい者保健福祉課、同子ども子育て支援課、中央児童相談所、道立精神保健福祉センター、道ひきこもり成年相談センター、法務省札幌矯正管区、警察本部少年課、経済部雇用労政課、同産業人材課、厚生労働省北海道労働局職業安定課、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、各地域若者サポートステーション、環境生活部道民生活課(23機関)

<令和3年度の取組>

◎ 協議会の開催(12月書面開催)

○ 各機関の取組についての情報交換

・各機関が展開する子供や若者を対象とする取組について情報交換しました。新たな取組である「高校生就業体験活動推進事業」(高校教育課)やサポステ・プラス事業(地域若者サポートステーション)の内容などについて情報を共有しました。

○ 意見交換

・若年者雇用促進の最前線を担う地域若者サポートステーションから次のテーマについて提示があり、専門的知見に基づく各機関の応答を含めて共有しました。

- ・ひきこもり当事者への直接アプローチ方法
- ・一般就労を希望する障がい者の就労(業種、企業へのアプローチ方法)

◎ 研修会の開催(2月オンライン開催)

・ひきこもり当事者への具体的なアプローチ方法が課題であることから、協議会の構成機関職員等を対象に研修会を開催しました(構成機関等33名参加)。

<令和2年度以前から継続している取組>

◎ 「子どもと若者のための相談窓口」の周知

・構成機関を中心とした「子どもと若者のための相談窓口」について、困りごと毎に整理してホームページで掲載し、周知しています。

ア) こころの相談

イ) いじめや不登校で悩んでいる方、いじめや暴力、犯罪等の被害に困っている方

ウ) ひきこもりの状態にある方やご家族からのご相談

エ) 子どもの貧困、虐待に関する相談

オ) 生活や就労の相談、仕事の悩みやトラブル

カ) 子どもの発達の悩み、未成年の非行や問題行動

キ) 配偶者やパートナーからの暴力(DV)に関する悩み

(北海道子ども・若者支援地域協議会のホームページアドレス)

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/tiikikyougikainew.html>

Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成

○ 多様な体験機会の提供

【主な取組】

・豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の提供、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供、地域づくり等々に貢献する青少年に対する顕彰 など

○ 国際交流活動の推進

【主な取組】

・異なる生活や文化についてお互いに理解を深めることができるよう、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成、外国語学習の指導体制の整備 など

○ キャリア教育の推進

【主な取組】

・望ましい勤労観・職業観を育成するためキャリアガイダンスや、インターンシップや体験的な学習活動の充実 など

○ 若者の就業支援の推進

【主な取組】

・キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、求人と求職のミスマッチが生じている業種の理解促進、職業能力開発の向上 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆青少年健全育成促進費（青少年非行対策防止特別対策事業）（1,262千円）

社会参加活動を通じて地域づくり等々に貢献する青少年を表彰する「北海道青少年顕彰」や、少年が自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身につける契機となる「少年の主張」を実施する。＜環境生活部道民生活課＞

◆青少年健全育成促進費（すこやか若人育成推進事業）（914千円）

青少年に次代の担い手としての自立を促すため、道内高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣する取組を促進する。＜環境生活部道民生活課＞

◆青少年健全育成促進費（青少年育成推進事業補助金）（36,562千円）（再掲）

青年が地域活動の実践を通じて、地域の中核的人材や担い手として成長する取組を促進する。（「元気づくりプロジェクト」助成事業）＜環境生活部道民生活課＞

◆社会教育施設管理費（青少年体験活動支援施設維持運営費）（350,973千円）

自然環境の中で、集団宿泊訓練、野外活動、自然観察、ボランティア体験活動などを通して豊かな情操や社会性を培い、心身の健全な育成を図るための道立青少年体験活動支援施設（ネイバル）を運営する。＜教育庁社会教育課＞

【R3年度の主な事業の実施状況】(つづき)

◆語学指導等外国青年招致事業費(279,719千円)

国際化に対応する人材育成を図るため、高等学校等における英語教育の充実、国際交流の進展を図ることを通じ、国際理解教育を促進する。〈教育庁高校教育課〉

◆高校生就業体験活動推進事業(4,544千円)

産学官が連携し、高校生が主体的に行うインターンシップをはじめとする体験的な学習活動の推進を図り、望ましい勤労観・職業観の育成を図る。〈教育庁高校教育課〉

◆新規学卒者就職対策推進費(48,847千円)

高等学校の生徒の就職指導を支援する進路相談員を各教育局に配置し、高校生の就職促進に向けた進路指導の充実を図る。〈教育庁高校教育課〉

【主な指標の達成状況】

◆体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合

設定時の値(H29年度)	現状値(R2年度)	目標値(R4年度)
小学校 66.2%	小学校 68.9%	小学校 100%
中学校 49.7%	中学校 59.2%	中学校 100%

◆グローバル人材の育成に取り組む学校の割合

設定時の値(H30年度)	現状値(R3年度)	目標値(R4年度)
64.7%	95.7%	100%

◆全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合

設定時の値(H30年度)	現状値(R3年度)	目標値(R4年度)
小学校 84.0%	小学校 79.0%	小学校 100%
中学校 71.3%	中学校 67.3%	中学校 100%

◆卒業時に進路希望を設定できない生徒数(道立高等学校において卒業時に進学や就職などの進路希望を設定できない生徒数)

設定時の値(H30年度)	現状値(R2年度)	目標値(R4年度)
23人	39人	0人

◎ 困難を有する若者を支援する環境づくり

○ 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進

【主な取組】

・ キャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスの提供、若年無業者・ひきこもりの青少年やその家族が相談できる窓口の周知 など

○ 障がいのある若者への支援の充実

【主な取組】

・ 障がいのある若者の職業生活における自立を図るため職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等の実施、適性に応じた職種の知識・技能の習得支援 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆若年労働者雇用対策費（北海道就業支援センター事業費）（95,631千円）

正規雇用を希望するフリーター、若年無業者などに対するキャリアカウンセリングから適職のマッチングまでの就職支援サービスをワンストップで提供するジョブカフェ北海道を設置し、若年者の総合的な雇用対策を行う。＜経済部雇用労政課＞

◆ひきこもり対策推進事業費（4,647千円）

「ひきこもり対策」を推進するための核となる「ひきこもり成年相談センター」を設置し、各関係機関のネットワークの強化を図るとともに、道内の専門的な相談窓口の拡大、本人へのアウトリーチ、ひきこもり支援に携わる人材の養成を行う。＜保健福祉部障がい者保健福祉課＞

◆公共訓練費（就職支援委託訓練費）（30,988千円）

産業界の景気動向など、雇用失業情勢により発生する離転職者、パート就労者及び知的障がい者、産業構造の転換や高齢化等によりミスマッチとなっている労働者に対応するため、事業団体等への委託訓練を中心とした機動的な職業訓練を実施し、再就職等を促進する。＜経済部産業人材課＞

◆公共訓練費（実習費）（94,970千円）

雇用・就業を希望する障がい者の増大に対応し、障がい者が身近な地域で多様な職業訓練を受講できるよう職業訓練体制を整備し、訓練機会の拡大を図り、障がい者の就職を促進する。また、障害者職業能力開発校において適性に応じた職種の知識・技能を習得させ、障がい者の社会的自立を図る。＜経済部産業人材課＞

◆公共訓練費（公共職業訓練手当）（61,824千円）

労働施策総合推進法の規定に基づき、障がい者などの再就職に際し困難を伴う求職者が公共職業訓練を受講するに当たり、訓練に専念できる経済的環境を整えるために手当を支給する。＜経済部産業人材課＞

Ⅲ 社会環境の浄化の促進

◎ 青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

○ 社会環境の整備

【主な取組】

・北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知、立入検査の実施、事業者等の適切な自主規制の促進、青少年健全育成功労者の表彰 など

○ 非行防止対策の推進

【主な取組】

・街頭補導、相談活動の実施、非行防止教室の開催や指導者の育成、覚醒剤等薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や研修会の開催、青少年の健全育成に向けた道民運動の推進 など

○ 犯罪からの立ち直り支援の充実

【主な取組】

・関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆青少年健全育成促進費（青少年非行対策防止特別対策事業）（1,262千円）（再掲）

北海道青少年健全育成条例の規制内容の周知と青少年に有害な環境の浄化を図るための行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動の推進＜環境生活部道民生活課＞

◆青少年指導員設置費（15,638千円）

各地域において、青少年の健全育成に向けた道民運動を推進するため、指導員を配置し、市町村や関係団体との連絡調整や普及啓発活動を行う。＜環境生活部道民生活課＞

◆青少年健全育成促進費（青少年育成推進事業補助金）（36,562千円）（再掲）

少年非行の現状の共有や地域の青少年の健全な育成を図るための諸方策について意見交換を行う「青少年育成地域合同会議」の開催、講師派遣など＜環境生活部道民生活課＞

◆覚せい剤乱用防止啓発事業費（2,723千円）

北海道薬物乱用防止指導員等を対象にした研修会の実施のほか、リーフレット等啓発資材の作成・配布、関係職員等に対する薬物乱用防止に関する研修等を実施する。＜保健福祉部医務薬務課＞

◆スクールサポーター派遣事業（22,061千円）

元警察官をスクールサポーターとして委嘱し、問題を抱える学校の要請に応じて派遣し、学校・教職員・保護者と連携を図りながら、児童生徒の非行防止、立ち直り支援、安全確保対策等を継続的に行う。＜北海道警察本部少年課＞

(参考) 【学校現場を支える多様な人材について】

学校現場では、専門的な知識や経験等を有する多様な人材により支援体制の充実が図られています。

◎ **スクールカウンセラー**

- ・児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者で、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行っています。

(R3配置実績)

小学校 526 校、中学校 392 校、義務教育学校 11 校、中等教育学校 1 校、
特別支援学校 21 校、高等学校 190 校 配置校合計 1,141 校

◎ **スクールソーシャルワーカー**

- ・教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整などを行っています。

(R3配置実績)

配置人数 58 人 (ほかに道教委任用 16 人)

配置市町村 38 市町村

◎ **スクールサポーター**

- ・退職した警察官等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

(配置状況)

8 名 (札幌 4 名、旭川 2 名、釧路 2 名)

Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止

◎ 青少年を犯罪被害から守る環境づくり

○ 福祉を害する犯罪への対策

【主な取組】

・ 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締、犯罪被害者等支援の相談窓口や「少年相談 110 番」等相談窓口の周知 など

○ 情報化社会への対策

【主な取組】

・ 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭でのルールづくりの必要性についての啓発、情報モラル教育の充実、フィルタリングの普及促進 など

○ 安全安心の確保のための取組の推進

【主な取組】

・ 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生徒の安全確保の推進 など

【R3年度の主な事業の実施状況】

◆情報処理教育研修講座費（1,377千円）

情報教育に関する教員研修を行い、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。＜教育庁教職員育成課＞

◆安全・安心まちづくり事業費（1,448千円）

犯罪のない誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、住民の自主的防犯活動の活性化を図る。＜北海道警察本部生活安全企画課＞

◆地域安全推進事業費（犯罪のない安全で安心な地域づくり推進事業費）（1,057千円）

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するため、体制の整備や関係機関をはじめ広く道民に広報・啓発活動を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、道民意識の高揚を図る。＜環境生活部道民生活課＞

【主な指標の達成状況】

◆学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「できる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合

設定時の値（H29年度）	現状値（R3年度）	目標値（R6年度）
84.8%	87.4%	100%

第2次北海道青少年健全育成基本計画（令和3年度）主要指標の達成状況

NO.	施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	指 標	設定時の値 (H30)	現状値 (R3)	目標値 (R6)	
1	I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	安心して子どもを育てられる環境づくり	子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター数	65市町村	70市町村	71市町村	
2				合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.27	1.20	全国平均1.30(R3)	
3				地域子育て支援拠点	405箇所	415箇所	424箇所	
4			子どもの育成に関わる人材の確保・育成	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校 95.8% 中学校 95.0% (H28)	小学校 88% 中学校 76%	100%	
5		家族のふれあい時間の増進	豊かな心と健やかな体の育成	基本的な生活習慣の習得	男性の育児休業制度取得率	3.5%	10.2%	12.0%
6					年次有給休暇取得率	49.1%	59.5%	70.0%
7					子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 98.2% 中小企業 3.64%	大企業 100% 中小企業 25%
8					「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,424社	2,646社	3,000社(R4)
9					道立青少年体験活動支援施設実施事業における未就学児（親子含む）対象事業の割合	36.1%	20.1%	20%以上(R4)
10					「朝食を毎日食べている」小6、中3の割合	小学校 81.8% 中学校 77.9%	小学校 83.7% 中学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% (R4)
11		体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小5、中2の割合	小学男子 92.9% 小学女子 87.8% 中学男子 90.5% 中学女子 77.1%	小学男子 91.0% 小学女子 86.4% 中学男子 89.0% 中学女子 78.6%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100% (R4)			
12		地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成	生きる力を育む活動の充実	放課後等における子どもの活動拠点の整備状況（新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合	97.8%	97.8%	100%	
13					異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校 95.5% 中学校 94.1% (H29)	小学校 78.7% 中学校 83.9% (R2)	小学校 100% 中学校 100% (R4)
14					規範意識や基本的な倫理観等の状況（全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	小学校 88.4% 中学校 94.6%	集計中	小学校 100% 中学校 100% (R4)
15					道立青少年体験活動支援施設の利用者数	222,725人	75,654人	233,039人以上(R4)
16					普段1日10分以上読書する小6、中3の割合	小学校 62.8% 中学校 55.3%	小学校 57.6% 中学校 48.8%	小学校 70% 中学校 70% (R4)
17		学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 95.9% 中学校 95.6% (H29)	小学校 100% 中学校 100% (R2)	小学校 100% 中学校 100% (R4)			

NO.	施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	指 標	設定時の値 (H30)	現状値 (R3)	目標値 (R6)
18	I 青少年の豊かな人間性をはぐむ環境づくり	困難を有する子どもを支援する環境づくり	児童虐待の予防と早期発見	1歳6ヶ月児健康診査受診率	97.6%	97.0%	100%
19				3歳児健康診査受診率	97.1%	96.5%	100%
20			いじめ対策の推進	文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合	小学校 97.3% 中学校 93.4% 高校 98.1% (H29)	小学校 95.8% 中学校 95.7% 高校 92.1% (R2)	認知した全てのいじめが解消されることを目指す (R4)
21				いじめに対する意識（全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合）	小学校 88.0% 中学校 80.8%	小学校 87.5% 中学校 83.7%	小学校 100% 中学校 100% (R4)
22				定期的にネットパトロールを行っている学校の割合	小学校 95.8% 中学校 95.0% 高校 100% (H28)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R4)
23				不登校、ひきこもり等の対策の推進	文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導等を受けた児童生徒の割合	小学校 83.9% 中学校 90.8% 高校 65.5% (H29)	小学校 79.7% 中学校 78.8% 高校 85.1% (R2)
24			ひとり親家庭、経済的困窮を有する家庭への支援	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村	134市町村	167市町村	全市町村
25	II 青少年の自立を促す環境づくり	社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	多様な体験機会の提供	体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合	小学校 66.2% 中学校 49.7% (H29)	小学校 68.9% 中学校 59.2% (R2)	小学校 100% 中学校 100% (R4)
26				青少年向け木育教室等の実施割合	18% (H29)	11%	29% (R8)
27			国際交流活動の推進	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%	95.7%	100% (R4)
28			キャリア教育の推進	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%	44.6%	100% (R4)
29				全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」という設問に、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した小6、中3の割合	小学校 84.0% 中学校 71.3%	小学校 79.0% 中学校 67.3%	小学校 100% 中学校 100% (R4)
30				卒業時に進路希望を設定できない生徒数	23人	39人 (R2)	0人 (R4)
31	新規大学等卒業者道内就職率	68.6%		68.4%	70%		
32	IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止	青少年を犯罪被害から守る環境づくり	情報化社会への対策	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について、「わりにできる。」、「ややできる。」と回答した教員の割合	84.8% (H29)	87.4%	100%
4 (再掲)			安全安心の確保のための取組の推進	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校 95.8% 中学校 95.0% (H28)	小学校 88% 中学校 76%	100%